

最低制限価格の設定内容の変更について

国立市においては、適正な競争及び履行の確保や事業者の健全経営を図ること、下請業者へのしわ寄せ防止の観点から、下記のとおり最低制限価格の設定内容を変更いたします。

1. 対象契約案件

(1) 工事請負契約

入札及び見積競争で予定価格 1000 万円以上の案件

(2) 工事以外の請負契約

入札及び見積競争で予定価格 1000 万円以上の案件のうち次に掲げるもの

- ア 工事の設計、測量及び地質調査に関する契約
- イ 建物総合管理、建物清掃及び機械警備を除く警備業務に関する契約
- ウ その他市長が必要と認める契約

※対象契約案件であっても、最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、設定しない場合があります。

2. 最低制限価格の設定範囲及び決定方法

(1) 工事請負契約

①設定範囲は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までとします。

②最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった以下のアからエまでの額の合計額（予定価格に発生材（有価物）の売却額が含まれる場合にあっては、当該合計額から当該売却額を控除して得た額）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額とします。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

③上記により算出した金額が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合は、予定価格の 10 分の 9.2 とします。また、予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 7.5 とします。

④直接工事費に現場管理費に相当する額（以下「現場管理費相当額」という）を含む場合には、直接工事費は現場管理費相当額を減じて算出し、現場管理費は現場管理費相当額を加えて算出します。現場管理費相当額を明確に区分することが困難な場合には、直接工事費の 10 分の 1、昇降機設備工事にあっては 10 分の 2 を乗じた額を現場管理費相当額とします。

- ⑤特別な事情により上記の方法による最低制限価格の算出が適当でないと認めるときは、予定価格に10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができるものとします。

(2) 工事以外の請負契約

- ①設定範囲は、予定価格の10分の9から10分の7までとします。
- ②最低制限価格は、予定価格に10分の9から10分の7までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た金額とします。

3. 最低制限価格の事後公表

工事請負契約の最低制限価格は、事後公表できるものとします。工事以外の請負契約の最低制限価格は、非公表とします。

4. 施行日

令和7年1月29日